

## 令和 6 年度第5回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時:令和 6 年10月3日(木) 9時30分から

場 所:江別市保健センター 会議室

出席者:江別市子ども・子育て会議委員11名

藤野友紀会長、村山昭二副会長、石塚誠之委員、泉考昌委員、金子大吾委員、齋藤奈緒子委員、佐藤一希委員、鈴木善大委員、高橋祐子委員、松本和也委員、八木橋源委員

江別市(事務局)10名

金子子ども家庭部長、気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、佐藤子ども家庭支援担当参事、竹内母子保健担当参事、吉岡子育て支援センター事業推進担当参事、宮崎子ども発達支援センター長、本田子育て支援課子育て支援係長、小林子育て支援課子育て支援係主査、須藤子ども育成課給付係長

サーベイリサーチセンター 2 名

傍聴者 2 名

### ○次第

1 開会

2 議事

(1)協議事項

議題 1 家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について

**藤野会長**

それでは次第 2 の議事に入りますが、当会議の開催に際し、傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。

事務局は傍聴者を会場へご案内ください。

(傍聴者2名入室)

**藤野会長**

(1)協議事項、議題 1 家庭的保育事業等の認可、特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について、事務局から説明をお願いいたします。

## 須藤係長

それでは、協議事項1 家庭的保育事業等認可特定地域型保育事業の利用定員の設定及び確認についてですが、この度、事業所内保育事業の事業譲渡の事案がありますので、ご説明いたします。

資料1 表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

まずは簡単に制度内容を説明します。

子ども・子育て支援新制度では、法律により、幼稚園、保育所、認定こども園は北海道が、家庭的保育事業等は市町村がそれぞれ認可等を行うこととされています。

北海道や江別市の認可を受けた事業者からの申請に基づき、江別市の事業計画に照らし、保育を必要としない、満3歳以上の幼児が受ける1号認定、保育を必要とする満3歳以上の幼児が受ける2号認定、保育を必要とする3歳未満の乳幼児が受ける3号認定という認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象施設となることを江別市が確認し、給付費を支払うこととなっております。

また、家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、新たに利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て支援会議で意見聴取する必要があると規定されています。

ページ中段にある表は、制度の基本的な仕組みを表しております。

この表の塗りつぶしている部分、①は江別市が行う認可、②は江別市が利用定員を定め、給付対象として確認する仕組みを表しております。

次に下段の表ですが、江別市が認可と確認の権限を有する家庭的保育事業等の類型について、概要を整理したものです。

次に、2ページをご覧ください。

今回は文京台44番地8にあります事業所内保育事業小規模B型の「結の家保育園」の設置者である株式会社オノデラナーシングホームが、令和6年11月1日に保育事業を株式会社スリーへ事業譲渡することに伴い、設置者が変更となることから改めて認可利用定員の設定及び確認をするものです。

株式会社オノデラナーシングホームは、支店等を置かず、全て東京の本社で管理する形態のため、北海道におけるデイサービス、高齢者住宅、保育事業を維持していくことに難しさを感じていたとのことでした。

そのため、首都圏での有料老人ホームに経営を注力する方針に切り換え、北海道の事業を譲渡とする方向で検討していたところ、株式会社スリーから事業継承の申し出があり、介護事業や、児童デイサービス等の運営で実績のある会社であることから、事業譲渡することになったものです。

事業を継承する株式会社スリーは、現在の保育園設備・運営体制等をそのまま引き継ぎ、市の基準を達していることから、申請のとおり認可し、利用定員の設定及び確認を行いたいと考えております。

また、事業譲渡により、株式会社オノデラナーシングホームが設置する結の家保育園については廃止となり、確認も辞退することとなります。

以上です。

## 藤野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の方から質疑等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

はい。では、ご意見等ございませんので、議題 2 第 3 期 江別市子ども・子育て支援事業計画素案について事務局からお願いいたします。

## 小林主査

では、第 3 期江別市子ども・子育て支援事業計画の素案について説明いたします。

今回策定する第 3 期江別市子ども・子育て支援事業計画の全体の構成につきましては、第 2 回目の会議で、現行の第 2 期計画をベースにするということをお話いたしました。第 3 期計画では、こども基本法やこども大綱、子どもの権利などを踏まえ、また、子どもが主役のまち宣言との整合性のとれたものとして案を作成しています。

資料の 1 ページ目をご覧ください。

第 1 章では、計画策定にあたり、この計画がどのようなものかを説明しています。

まず、1 の計画策定の趣旨において、近年の子どもや家庭を取り巻く状況と国の動向について記載されています。

昨年国において施行したこども基本法や、こども家庭庁の創設、こども大綱の閣議決定など、子どもを取り巻く状況が大きく変化した点を記載しています。

2 の計画の性格と位置付けでは、子ども・子育て支援法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律による計画の位置付けに加え、こども大綱で掲げる子ども施策に関する基本的な 6 つの方針を新たに加え、その基本的方針の内容を十分に踏まえた計画とすること、市の最上位計画である第 7 次江別市総合計画及び関連する個別計画「子どもが主役のまち宣言」等との整合を図りながら策定していくことを記載しています。

4 ページ、3 の計画の期間につきましては、記載の通り、第 3 期計画は令和 7 年から令和 11 年の計画期間としています。

4 の計画の対象は、現計画では子どもは概ね 18 歳までとしていましたが、第 3 期計画では、こども基本法の定義を踏まえ、年齢にかかわらず、心身の発達の過程にある者を広く視野に入れることとしています。

5 のこども計画への移行では、こども基本法により市町村こども計画の策定が努力義務とされたため、第 3 期計画を活かし、見直しをしながら、こども計画の策定を進めていくことと記載しています。

5 ページからは、「第 2 章、子どもたちを取り巻く状況」ということで、まず 1 の人口・世帯等で、過去 6 年間の総人口と子ども人口の推移について記載し、世帯構造、合計特殊出生率の推移、女性の有配偶率、就業状況について、国勢調査の数値等を用いて記載しています。

特に、10 ページ、(5)の女性の就業情報の状況については、一番下の女性の就業率の推移の表からもわかるとおり、江別市では、平成 7 年から増加を続け、令和 2 年には、北

海道と同水準になるほど、近年、女性の就労率が増加傾向にあります。

次に 11 ページからは、2 の江別市の子育て環境の現況についてということで、(1)では、教育・保育の状況として、過去 5 年間の幼稚園及び認定こども園の入園児数の推移や、保育施設の利用状況、小学校児童数の推移について記載しています。

15 ページの(2)の放課後児童クラブの状況から、18 ページの(10)の児童センターまでは、それぞれ過去 5 年間の事業の利用実績等を記載しています。

次に、19 ページからは、3 の計画策定に向けた課題ということで、昨年実施のニーズ調査、子どもの生活実態調査、ヤングケアラー調査の結果も踏まえ、課題を 7 つに整理しています。

具体的には、課題 1 は、共働き家庭の増加に対応した保育・教育の提供の確保について、課題 2 は、多様化する保育ニーズへの対応について、課題 3 は、妊娠期から子育て期までの相談支援の強化と、児童虐待防止について、課題 4 は、子どもの居場所づくりについて、課題 5 は、配慮が必要な子どもや家庭への支援について、課題 6 は、子どもの貧困対策について、課題 7 は、ヤングケアラーへの支援についてとしています。

特にヤングケアラーについては今回新たに記載した課題となっています。

22 ページからの、第 3 章、子ども・子育てビジョンでは、基本理念、基本姿勢と基本目標について記載しています。

まず 1 の基本理念ですが、令和 2 年に策定した第 2 期計画では、「みんなで協力、子育て応援のまちえべつ」を基本理念として子育て応援のまちを掲げ、子育て施策を推進してきました。

第 3 期計画では、「子どもが主役、子ども幸せのまち・えべつ」を基本理念として、「江別市子どもが主役のまち宣言」と整合した子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重し、子どもにやさしいまちづくりを目指し、より一層の子育て施策の充実を目指すこととしています。

次に、23 ページから 25 ページの基本姿勢と基本目標では、基本理念の実現のために、基本姿勢として、「子どもの権利の尊重」、大きな柱とし、さらに計画推進の出典として、3 つの基本目標を設定しています。

3 つの基本目標は、第 1 期計画から引き継ぐものですが、基本目標 1 では、子どもやヤングケアラー、宣言について、基本目標 2 では、今年度設置した「こども家庭センター」について、基本目標 3 では、親子が集える交流の場や遊びの場について、を新しく盛り込んだ内容となっています。

26 ページの、3、施策の体系では、基本姿勢や基本目標の実現に向けた基本施策、施策の展開を体系化してまとめています。

27 ページからは、第 4 章、総合的な施策の展開について、ということで、基本目標の実現に向けた基本施策について記載したものとなっています。

基本目標 1 では、4 つの基本施策のもと、「子どもが笑顔で育つ」まちづくりを目指して、それぞれ施策を展開しています。

今回の第 3 期計画で新しく盛り込んだ内容としては、まず基本施策 1-1、子どもの教

育・教育保育の充実(1)幼児期の教育・保育の充実で、保育施設や児童福祉施設の冷房施設の整備についての項目、また、(2)学校教育の充実で、小中一貫教育推進の項目、

28 ページ、基本施策 1-2、子どもの活動の機会や居場所(1)居場所づくりで、子ども食堂について、

29 ページ、基本施策 1-3、子どもの権利の意識醸成(2)子どもの意見は、社会に反映される環境づくりの促進で、子どもの意見の反映について、

基本施策 1-4 健全な成長の支援では、30 ページ、(2)障がいのある子どもの支援で、児童発達支援センターの設置検討について、31ページ(5)青少年の健全育成で、児童発達支援センター設置やヤングケアラーの支援などについて、が新しく記載した内容です。

また、32 ページからの、基本目標2では、4 つの施策のもと、安心して子どもを産み育てるまちづくりを目指し、それぞれの施策を展開しています。

新しく盛り込んでいる内容としては、基本施策 2-1、子育て支援の充実(2)子育て支援サービスの充実で、こども誰でも通園制度について、

33 ページ、基本施策 2-2、親子の健康の確保(1)、相談体制の充実確保で、こども家庭センターの設置について、

36 ページ、基本施策 2-4、子どもの貧困対策の推進(1)、教育支援の充実で、学校教育基本計画との整合などについて、これらが新しく記載した内容です。

38 ページからの基本目標 3 では、4 つの施策のもと、子育てを地域で応援するまちづくりを目指し、それぞれの施策を展開しています。

新たに盛り込んでいる内容としては、基本施策 3-1、子育て支援ネットワークづくり(1)地域全体で子育てする意識の普及啓発で、こども家庭センターの文言の追加、(2)子育てボランティアや関連団体の育成、支援のところで、子どもの居場所や子ども食堂などの地域活動について、これらが新しく記載した内容です。

43 ページから、54 ページまでは、第5章、量の見込みと提供体制を記載しています。数値については、調査結果や実績に基づき、次回の会議でご提示いたします。

55 ページ 56 ページは、第 6 章、計画の推進体制を、記載しています。

また、第 6 章の次のページから資料や用語解説と続きますが、今回は印刷を省略しています。説明は以上となります。

## 藤野会長

ありがとうございました。

ではただいまの説明について、委員の皆様から質疑等ございましたらお願いいたします。

鈴木委員お願いします。

## 鈴木委員

記載されている統計の資料について、教えていただきたいと思います。

11 ページ、2 の江別市の子育て環境の現況で、(1)の教育保育の状況の、幼稚園及び認

定こども園の入園児童数の推移表の中で、令和 5 年は、1,799 人ということで、その次 12 ページ、②を見ると、保育施設の状況の記載があり、そこには江別市内には、認定こども園を含む保育施設が 37 箇所あることが記載されている。利用児童数は年々増加を続けており、令和 5 年 4 月 1 日の利用児童数は 2,081 人となっており増えているということですが、11 ページの認定こども園の 15 施設の方は、年々利用数が減っていて、何か推移が逆転しているような感じがする。幼稚園及び認定こども園の利用人数は減っているが、保育園の数、利用者数が増えていると書いてありますが、この辺の数字が少しわからないので教えていただきたいと思います。

#### 浅木課長

この点でございますけれども、冒頭でも少しご説明がありました通り、就業率がやはり増えていて、保育を必要とする家庭が増加傾向にあるという状況にあります。

それに伴い、教育といいますか、幼稚園に通うお子さんが少しずつ減少していると、そういった傾向がございます。

#### 鈴木委員

認定こども園制度に至った経緯の詳細は私もあまり詳しくありませんが、現制度では 1 号認定、2 号認定、新 2 号認定、3 号認定があると認識しています。2 号認定の定員数が、実際に 1 号認定よりも少ない。ここは、何か予算的なことで少ないのか、何か制度として決まりがあるのか。また、認定こども園では、共働きの方に関して、2 号認定を受けられない方は、新 2 号認定で受けてくださいとしています。その辺も含め制度として教えていただければと思います。

#### 浅木課長

両親が働いているお子さんであっても、必ずしも皆さん保育を受けているかという、そうでもない状況にはございます。今おっしゃられた通りでございます。

その辺の枠のところで、どのように調整がされているのかというような趣旨のご質問だったと思いますが、基本的には、この計画に沿って、我々としては提供を考えていくという状況になってございます。

計画の提供体制については、こちらで指定をして定員はこの枠にしてくださいということではなく、園側のほうで、どれくらいの人数を受け入れ可能か、希望をいただいて、それが人口の推移ですとか、実際の入園の状況ですとかも考慮しながら、今後の見通しの中で適切に判断し、認めていくようなかたちになっております。

ですので、こちらから全体の計画としてはこれに沿っていきますが、基本的にはこちらでその指定をして、定員はこの枠にしてくださいということではなく、園側の方で、どれくらいの人数を受け入れたいのだけれども、ということで希望をいただいて、それがこの計画の内容と、齟齬がなければ、こちらとしては認めていくというような形になっております。

ですので、受け入れをする際に、保育ですのでいわゆる 2 号、3 号という方が、定員の中

で受け入れをされるのか、先ほど委員からもお話ありました、1号の教育の認定を受けて、そのあとの預かりということで受けていくかというのは、ご家庭のそれぞれの判断とあとは園の方での調整の中でやっていただいているというような状況でございます。

### 鈴木委員

実際に、認定こども園で2号認定の子どもも1号認定の子どもも通常は、午前10時から午後2時の時間帯は、基本的に同じ教室で教育を受けている。2号というのは、保育を主体としていて、基本的にその時間帯に関しては、1号認定の子どもも2号の子どもも、子どもたちは同じ教育を受けているのが幼稚園であり、保育園或いは認定こども園だと理解している。

子どもたちを別々に分けて保育しているわけではなく、午後2時以降は子どもを預けるところで、2号認定の方は引き続き延長保育で、2号認定を希望ではあるが定員枠では受けられない為、1号認定の認定を受けて園に通園されている共働き世帯で子どもを午後2時以降預かり保育をされるご家庭は、新2号認定という制度になっているかと思います。その辺の1号認定、2号認定の区別というか、幼稚園における制度として、現状のニーズに合っているのかなど、意見を言わせていただくと、私が現在、子どもを預けていてそう思ったところです。

あと頂いた資料全体を読ませていただいて、実際に子どもを保育園に預けていて思うのは、記載の内容が一つずつ実現していけば全体的に素晴らしいことだと思っておりますが、ひとつ意見を言わせていただくと、実際、保育士さん含めて今、どこでも人手不足で、様々な子どもたちの保育を支える現場に至っては、大人の方々の人手が必要だと思います。そういう人たちの支援とかについて、江別市独自の制度、例えば保育士さんに対するケアとかそういうのは何かあるか教えていただきたい。この計画(案)の中に、結局、人がいない、保育士さんが充足していなければ、目標を立てても人材がいなければ、子どもの需要が増えても受けきれない、そのため人が集まらないという形になりますので、そういう方に対する具体的な文言というのがこの資料の中には、あまり見当たらない。この計画書とは別に考えていらっしゃるのか併せて教えていただければと思います。

### 浅木課長

実態として、取り組んでいる内容といたしまして、例を挙げますと、保育士になられた方で、奨学金を受けている方々の返還に対して施設が行う支援に、市が補助するという制度ですとか、あと江別市内の保育園・認定こども園にお勤めの先生方で、江別市に住んでいただけるということであれば、園のほうでアパートを借りていただくことで、その賃料に対して補助するというような制度を創設して、できる限り保育士の確保に寄与するということ、行っているところでございます。

その辺のところ、32ページの上段のところ、そのあたりのところを人材確保という表現がございまして、今ほどお話申し上げたような具体的内容が表記として少ない状況になっておりますので、そういったものを内容として盛り込むように、調整して参りたいと

思います。ありがとうございました。

#### 藤野会長

他いかがでしょうか。齋藤委員お願いします。

#### 齋藤委員

15 ページ、放課後児童クラブの現在の状況が、グラフと表で書かれている、表のほうに、うち障がい児という数が出ていますが、私の認識だと放課後児童デイサービスの方に行っている、受け入れられていると思っていたので、この放課後児童クラブの中に、障がい児がいてどのような状況で受け入れ、どのような感じに過ごされているのかと思ったので、お話を聞かせていただければと思います。

#### 気境課長

放課後児童クラブの中で、うち障がい児という部分ですが、実際、障がいを持たれたお子さんで、本当に療育が必要な場合には、放課後等デイサービスですとか、そのような障がい児の通所支援の方のサービスを使われると思います。しかし、そこまで行かないようなお子さんについては、すべての放課後児童クラブで受け入れることは出来ませんが、障がい児の支援を受け入れできるよう職員の体制が整っている放課後児童クラブについては、このように児童クラブで障がいを持たれたお子さんについても、お預かりしている実態にあります。

#### 齋藤委員

例えばそのお母さんの働く時間が長いから、放課後デイよりも、こちらを利用したいという家庭の希望ということですか。

#### 気境課長

そうですね、それぞれ個々の事情があるかと思いますが、ただ預けるよりも、療育的な部分で、集団生活を営むようなところを促したいとか、コミュニケーション能力をもう少し向上させるように、そちらの方をメインで支援したい場合には、障がい児通所サービスのほうをご利用するような選択をされる方が多いのではないかなと思います。

#### 齋藤委員

障がい児の関係で、30 ページの障がいのある方の支援で、児童発達支援センターの設置の検討を進めますとありますが、「こだま」や「あゆみ」が児童発達支援センターだと記憶していましたが、これとは違いがありますか。

#### 宮崎センター長

ご質問ありがとうございます。

子ども発達支援センター長の宮崎と申します。

先ほどの放課後児童クラブの件も少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明申し上げました通り、放課後児童クラブを使っている、障がいのあるお子さん、それからデイサービスを使っているお子さんとか利用形態は様々ですけれども、基本的には、放課後児童クラブを利用しながら、必要な部分はデイサービスを併用しているお子さんがほとんどです。

放課後児童クラブは、クラブでもしっかりと支援をできるような体制を整えてはいますが、やはり専門的な支援を行えるかという点、そこまで十分でないような場合もございますので、やはりしっかりとした専門知識を有するデイサービスに通いながら、そこで得た、訓練されたというか、コミュニケーションスキルを現場で生かせるというところで児童クラブで、いろいろなお子さんとの関わりの中で、実践していくというように利用をされているお子さんが多いのが現状です。

続きまして、今ご質問いただきました児童発達支援センターの設置についての部分ですけれども、現在、公設の障がい児通所支援施設は子ども発達支援センターが1ヶ所、その中でもですね、肢体不自由児をメインとした支援を行っているのが「あゆみ」という事業所になります。

一方で、言語ですとか、対人面の支援をメインで行っているのが、「こだま」という事業所になりまして、これを合わせて子ども発達支援センターという組織となっております。

それ以外に、民間の事業所に、児童発達支援ですとか放課後等デイサービスがそれぞれ35か所程度ございます。

その中で、市の設置している子ども発達支援センターも、民間が運営している児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスの事業所も、実はまだ児童発達支援センターにはなっていない状態です。

少しわかりにくいですが、児童発達支援センターというのは何なのかというお話になっていきますが、これは今現在、江別市の子ども発達支援センターも、民間の通所支援事業所も、児童発達支援事業、或いは、放課後等デイサービス事業という形にして、民間も公設も横並びの状態になっています。同じ種類の運営の仕方をしています。

一方でこの計画の中に記載されている児童発達支援センターというのは、また別のサービス類型になっておりまして、名前は似ていますが、児童発達支援センターは、これらの今江別市で行っている子ども発達支援センターですとか、民間の事業所の、スーパーバイズですとか、コンサルテーション、或いは幼保の幼稚園保育園などから教育保育施設に対しても、コンサルテーションみたいなものを行っていく、統括的なサービス類型となっております。

近年民間の事業所が増えていたり、或いは幼稚園・保育園の中にも、支援を必要とするお子さんたちがたくさんいらっしゃる、対応をどうしようかなということを日々悩まれながら保育を行っているかと思えます。

そのような状況にありますことから、国が、コンサルですとかそのスーパーバイズで、地域の中でそれぞれの母集団の中でお子さんたちが困り感のないように、或いは支援者た

ちも困り感のないように、こういう児童発達支援センターが介入をしていくことが必要だろうということを目指してございまして、本市におきましてもその機能が必要だということで、児童発達支援センターの設置の検討を進めている段階でございます。以上です。

### 藤野会長

はい。金子委員お願いします。

### 金子委員

30 ページ(4)の不登校の子どもへの支援というところで、不登校の子についてあまり統計がないように見えました。

学校や、幼稚園・保育園に通う子に対する、ケアというところはいろいろ書かれていますが、不登校についてはあまり記載がなくて、ここぐらいかなと見えています。

実際どのくらい不登校の子いるのかというと、この間、民生委員の研修で話を聞きに行きましたが、大体3%位、何かピンとこないかもしれないですけど、30人のクラスだったら1人は不登校です。すごいですよね。それだけいるというところなので、どれぐらい推移しているのかということも調べていくと、何か見えてくる場所あるのではないかなと思います。

それから、それらの子への支援として、今年、教育支援センターでしたか、ねくすとが開設したということで、見学させてもらいましたが、通っている子ども達が、あまり大人数になると、不登校の子というやはり人がたくさんいるとつらいというところで、通えなくなるというのがあり、今ねくすとでもたまに人数が多すぎて、委縮してしまう子がいることがあると聞きました。なので、施設として、場所だったり、部屋だったり足りないのかなと見えました。多分そういうものが今の、統計とかにないので、見えてきにくいのではないかなと思います。なので、不登校の子に対する部分についても、載せてもらえるのではないかなということが1つめです。

もう1つが、ヤングケアラーへの支援というのがあり、これはすごく難しいと思い、私もいろいろ研修を受けましたが、みんなケースが違いすぎて、何をどう対応したらいいのかというのは全部違って、なかなかやりにくいというところがありますが、こういうところには具体的に多分書けないと思います。

どのように実施するかというところで、関係機関との情報共有などありますが、あまりそういう話を聞いたことがないので、ぜひそこは情報がもしあるのであれば、言ってもらえるとありがたいなと思います。ここに書くことではありませんが、ぜひ連携というところをやってもらいたいと思います。

### 気境課長

今回の計画の中で、統計的なバックデータに基づいて、その後、課題を洗い出してそれから施策に結びつけるという中で、先ほどいただいた意見はその施策については、不登校についてということで載っているけども、そこを確認できるような統計資料が、ここにはな

いのではないかと、ということだと思います。

こちらの計画自体については、3 ページの全体のこの計画の体系における位置付けということで、市の全体的なトップとなる総合計画と関連づけまして、今回の子ども・子育て支援事業計画以外にも、子どもに関する様々なことが書かれた計画が、江別市の地域福祉計画含め、教育保育に関しても、江別市教育大綱、学校教育基本計画ということで、これらの計画とも整合性を図りながら、この計画を推進していきたいという位置付けでございます。

おそらく不登校については、こういった他の教育関係の計画に記載されていると思いますが、ただ今回の計画を見るときに、バックデータとして、統計資料が載っていないというのは、少し整合性というか、確認しづらいのかなという部分がありますので、この辺の記載につきましては、一度持ち帰りさせていただいて、載せ方等についてもどうするのがいいのか検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 藤野会長

はい。石塚委員お願いします。

### 石塚委員

業務のために少し遅れまして申し訳ありません。

先ほどお話いただいた中で、保育士の確保の課題が出ていたと思いますが、例えば、どういうふうかな、というときに、先ほど 37 のページの関係機関の連携と、32ページの教育連携性の確保に関係して、江別市には 4 大学あり、保育士を養成していく大学だったりとか、国の試験によって保育士の勉強をとっている学生もいるとお聞きします。

あと、大学から江別市のこども園だったり、保育園に実習に来たりというケースも多いと聞いているので、そこの連携として保育士の人材確保に努めたりとか、あとは大学と連携して、例えば子育てについて、サポートできるような体制を作るというのは、具体的なところで 1 つのアイデアなのかなと思って聞いていました。

あと、いろいろ伝えることがありましたが、皆さん関心があるところが同じなので、聞かれてしまいましたので、不登校について 1 つ考えていたところが、例えばシングルファザーだったりシングルマザーの方が、不登校の子を抱えていたときに、自分たちがお仕事に行くと、子ども 1 人で小学校に行かせることは、基本的には学校はできないと言っているのが、多分、一般的に言うと、10 時ぐらいに子どもが遅れて登校したいといったときに、学校は、1 人で来させるのはよしてしてくださいと言わなくてははいけない。安全上の関係で言わなくてははいけないことが多いとお聞きします。

地域によっては学びのサポーターさんというか学校の中の、フレキシブルに動けるスタッフが、お迎えに行ったりとか対応したりするというケースも聞きますが、何かそういう対応ができるような、学校の中にいるサポートスタッフは 1 人なり 2 人いるといいのかなと思って、それはどこの、多分教育の中でも同じことがあるのかもかもしれませんが、そういうことを少し江別市で先進的にやっていただけるといいのかなと。

ヤングケアラーと不登校ということに関連して思ったところがありました。

### 気境課長

今いただいた意見につきましては、本計画の中で、不登校への対応の方針を定めながら具体的な施策として検討していく際に、関連部署にもこの意見を提供しまして、検討を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 高橋委員

障がいのある子どもの支援についてですが、私も現場の学童で働いています。

いろんな子どもが見受けられて、特性の強い子であるとか、そういう子に対しては、学校と、コーディネーターの先生とかと繋がりながら、子ども一人ひとりについて、どういう支援が必要なのかというのを、練っていくように私自身が心がけて進めていますが、学校では、例えばそういう特性のある子については、教育委員会の方の、巡回相談が入って、次どうしたらいいとか話を進めていく形をとっていますが、私も学校の中のことも、仕事していた上でわかりますが、なかなかこの発達支援センターと結びつかないと思うっていました。

巡回相談の先生たちが入るのも、近年、特に特性のある子どもが多く見受けられることから、すぐ入ってくれず、何ヶ月か待つとかという話も聞いていて、直接親御さんの方から発達センターの方に行く方もいると、そういう話もよく聞きます。

そこが教育の現場と福祉の現場がうまく連携取れていないのかなと、すごく見受けられますが、連携を進めていくという文言がありますが、もっと上手に進めていただきたいと思っております。子ども一人ひとりについて、大人みんなが一丸となって、話ができる環境であればいいと常日頃思っています。

先ほど齋藤委員から、放課後児童クラブの障がいのある子どもの話が出ていました。少しずれますが、現場の声として、うちの学童にも、児童デイと並行して通って来られている子が何名かいます。学童には学童の良さとしてインクルーシブという点では、一緒に過ごせて、障がいのある子もない子も、一緒にともに育ち合うという、そういう環境があるので、学童にもいい部分があるということはわかっていただきたいと思います。

### 宮崎センター長

今、高橋委員おっしゃった通りですね、教育と保育の連携というのは非常に重要だと思っております。今、国の方でも文科省とこども家庭庁と連名で教育と保育の連携を進めていくというような方向性を示した通知が発出されています。

福祉の現場にも、教育と保育の連携という部分で少し垣根があり、なかなかうまく進めないというような、現場感みたいなこともあったりして、子ども発達支援センターが主催するような形で、平成29年度ぐらいからだったと思いますが、毎年度少しテーマを変えながら、福祉の事業所の職員と、それから場合によっては小学校であったり、或いは幼稚園、保育園であったり、テーマによって参集範囲が若干変わったりはしますが、顔の見える関係

づくりといえますか。

教育のほうからすると、多分福祉の事業所は何をやっているか見えてこないという部分があったりするかと思しますので、どういうことをやっているかですとか、福祉の現場で今どのような利用形態のお子さんが増えているのかですとか、そういったような意見交換の場を設けるような研修を継続的に行っています。

それを今年度もまた教育委員会の協力を得ながら、1 歩前進させるような形で、連絡を取りやすいとか、お互いに情報を共有しやすいような関係を築けていたらいいからということで、継続的な取り組みを行っています。

巡回相談のお話が出ましたが、市では、巡回相談が 2 系統で行っているといえますか、子ども発達支援センターが行う巡回相談、それから教育委員会が行う巡回相談というのが 2 系統ございまして、先ほど高橋委員の方からお話ありました教育委員会の巡回相談、これは小学校・中学校の児童生徒をメインに、母集団の中での困り感のあるお子さんたちですね。

そういったお子さんにどのような特性があり、どのような支援をしたら母集団でうまくやっていけるのかといったところを心理士が検査をかけるような形で、アドバイスをしています。

一方で子ども発達支援センターの場合は、未就学児をメインに巡回相談を行っておりまして、保護者さんからの相談を個別に受ける場合と、教育、教育保育施設、幼稚園や保育園に期間巡回という形で入っていき、その母集団の中で困り感のあるお子さんに、市がアドバイスを行うというようなことを行っています。

子ども発達支援センター自体は対象年齢 0 歳から 18 歳までとなっていて、実は小学校・中学校・高校生というのも、子ども発達支援センターの支援範囲となっています。

例えば、放課後児童クラブは、今このお子さんに対して、学校と情報共有をしながら進めているというような場合があると思いますが、例えばその学校以外で、放課後児童クラブでの母集団での不適応みたいな困り感とか、マイナス行動で例えば困っているというようなことがございましたら、学校との連携はもちろん図っていただく必要はありますが、このお子さんの、特性でさらに、放課後児童クラブという、学校以外の母集団の中での困り感っていうのはまた、学校とは違う見え方をする場合があると思います。その場合ですね、子ども発達支援センターにぜひご相談いただきたいと思います。

先ほど申し上げました通り、子ども発達支援センターは、市の機関として通所を行うのですけれど、地域支援をやることも子ども発達支援センターの 1 つの重要な機能でございますので、ご相談いただきたいと思います。心理士なり、セラピストか、放課後児童クラブの方に出向き、お子さんの状態を確認して、どのような環境調整がいいのかですとか、こういったやり方をするとどううまくかということと一緒に考えることができますので、ぜひご相談いただきたいと思います。

## 藤野会長

はい。では松本委員お願いします。

## 松本委員

障がい児の支援についてお伺いします。今、江別市で個別支援保育というのを行ってまして、これは前からお願いしていることですが、実は現場の方では、やっぱり3歳児から個別支援保育を行って欲しいというお願いで、なぜかという、2歳児までは複数担当で担当します。

なので、ある程度人数がいるので、支援の必要な子も過ごすことができますが、3歳になるとやっぱり担当する人数がぐっと減ってしまうので、当初の3歳児の受け入れが難しいということで、私のところにもよく相談に来られますが3歳児の行き場がないという親御さんの話を聞きます。

どうしても園の側で受け入れが難しいということで、江別市の方でも3歳児の方も個別支援保育を、これ予算もつくことなので、大変なことですが、現場としては3歳児から個別支援保育をしていただかないとどういうふうになるかという、園でも自前でやるしかありません。

やはり、うちの園でも、もう行き場がないという子を受け入れたこともあります。やはり公的機関で何とかカバーしていただければなというのと、もう1点は4歳児の個別支援の、要件が就労となっています。保護者の就労が必要となっていて、5歳児になると就労がなくても個別支援保育を受けられるとなっています。

4歳児の保護者の方に言われたのが、そもそも、その支援が必要な子を抱えながら仕事するというのが難しいと言われたので、ここはもしできたら、4歳児保護者の就労というのを外していただいて、というふうにしていただけたらいいのかなと思っています。

あともう1点その保育士の確保という点で、先ほど江別市がその保育士の現場の支援という、1歳児の保育の人数6人に対し、1人の大人が付くという国の基準がありますが、江別市は4.5対1でやっていて、これはすごくありがたい制度ですが、これは確か国のほうで今後5対1に、変更になると思います。

できれば5対1になったときに、今まで1.5ついていたのを3分の1にするのではなくて、同じ補助の規模でやっていただけたら、現場としては助かるなという意見です。

皆さんに知っていただきたいのですが、例えば、現場では0歳児3対1とか、1歳児6対1とありますが、3つ子を1人で育てられるかという、なかなか難しいなと想像していただくと、例えば、3人の子どもがいて保育士さんが1人いて、その子のうち1人の子が例えばおむつ交換に行くと、残り2人誰か見る人いなくなるという想像していただくと、やっぱりなかなか厳しいということがわかつて思います。

保育現場で保育士さんが、どんどん辞めたりするのも、人手がないというのも、それは現場の相当な忙しさもあると思うので、その辺の確保はできればお願いしたいなと思っています。

## 須藤係長

障がい児の関係、個別支援保育の5歳児の関係ですが、確かに、今現在は、4歳には就労、5歳児には就労していない場合も定員に空きがある場合は、個別支援保育を受けられ

まず、という制度になっています。その5歳児だけどうして就労を問わないかというところ、今すぐに説明できるわけではないですが、保育認定を受けている子が個別支援を受けるというのが始まりなので、4歳まで就労要件を外せるかどうかというのは、今後検討していく課題なのかと思います。

### 松本委員

4歳児の就労要件は、以前はなくて、就労がない状態でも受け入れできましたが、おそらく待機児童が出てきてから、待機の方を優先、というのを聞いたことがありましたので、もし戻せるのであれば、今後おそらく子どものピークも過ぎてきていると思いますので、もし外せるのであれば、外していただきたいと思っています。

もしかしたら今、児童デイなども出来てきているので、預け先はあるかもしれませんが、就労となると児童デイだけでカバーできるのかというところが難しいと思いますので、もし外せるのであれば、外していただいた方がいいのかなという、保護者から意見があります。

### 浅木課長

まず、3歳のお子さんの受け入れについては、こちらでも課題と認識しておりますので、検討を進めていきたいと思っています。

あとはいわゆる個別支援保育ということで、特定の園で協力を得ながら、しっかりとした体制で受け入れているという今の状況ですけれども、実態としては、やはり児童デイサービスに通うお子さんですとか、相当増えているという状況も把握しておりますし、松本委員からもお話いただいたように、実際に保育をするには、定員といいますか配置基準の中では、全然手が足りない、さらにそこに、そういった支援がより必要なお子さんが入ってくると、非常に大変だということは、同じように課題だと認識しておりますので、施設の方にアンケートなども取らせていただいて、実態を把握させていただきながら今までの個別支援保育にプラスで、園のほうで、もう少し体制を整えるようなことについても近々検討していきたいと思っています。ただこれについては、委員からもお話いただいたように、予算と関連することですので、お約束するというわけにはいかないですけども課題と認識しておりますし、検討は進めていきたいと思っています。

あとは今ほどお話あった障がい児の個別支援保育ですが、募集の要件ですとかその辺のところは、今すぐお答えできない部分もありますので、後日ご説明をさせていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

### 藤野会長

はい。他いかがでしょうか。

はい。金子委員、お願いします。

### 金子委員

38ページですね。子育てを地域で応援するまちづくりの2番目、子育てボランティア関

係団体の育成支援ということで、私も子どもの遊び場を作るという、個人でボランティア団体作って活動していますが、ここに書かれているような子ども食堂などの地域の活動支援の検討を進めますというのは、ここに書くことではないかもしれませんが、どのようなことを考えられているのかなというのが少し気になりましたので、そこを知りたかったというのが1つめです。

どういうことかという、補助金というような方法、お金だけではないと思います。

場所がないという話をよくします。例えばおもちゃとか置いておく場所がなくて私もすごく困っています。

自分のうちの一部屋おもちゃで埋まっています、というようなところも多分他にもいらっしゃると思います。

場所がない。もちろんその会場となる場所もない。そこに例えば常設できればいいのだけど、という話は他の団体の方と話したことがあります。

でも実際そういうことができないので、毎回そこに物を持って行って、おもちゃを広げてイベントを行って、全部片付けて帰るというのは結構手間です。

そういうのが解消できる場所であったり、あとは人手の話もあると思うんですね。

例えば支援ということで、誰か手伝いに来てくれるとか、そういうところも支援だと思います。

補助金です、というお金ではなくて、人だったり場所だったりというような、そういうことも考えてもらえたら嬉しいかなと思います。

あとはどういう団体が対象になるのかというようなところ。

そういうところをちゃんと決めていただいて、まずそういう支援というところをしてもらえるようにしたらいいのかなと。とは言っても、個人でやっている活動ですからどうやってそれを把握するのかというのもあると思うので、その辺も少し考えてもらえたらいいかなというふうに思います。それが1つ目です。

それからもう1つ、39ページの、(3)。今度は、補導員の立場になりますが、見守りなどをしていても、正直最近、子どもがそんなに外で何かしているというのはないので、正直何もわかりません。というところで、何かあってからでしか何もできないのかなというのがありますが、市のほうで何かこういうものを把握する仕組みがあるのかとか、そういうところを知りたいです。

あと残念ながら、今年児童の虐待があったと、ニュース沙汰、新聞沙汰になってしまったものがあります。しかもうちの近所でした、というところで、8月に小学生の子どもを殴るなどして、母親が逮捕されたというのが起きています。

そういうのは、後から知りましたので、補導員であったり、民生委員であったり、主任児童委員ですけどそれらをやっていても、後から知り、何もわかりませんでした。

なので、何かあっても、結局役に立ててない、という現実があります。

例えば、事前にわかっていたら、声かけに行くとかというようなこともできたのではないかなと、すごく残念に思っています。

なので、せっかく計画を作るのであれば、地域で関わっている人に対して情報を提供す

るような仕組みというのを作ってもらえないと、多分機能しないのではないかなと思うので、その辺を検討してもらえたらなと思います。以上です。

### 気境課長

はい、ありがとうございます。

今金子委員から、お話ありました、38 ページ(2)子育てボランティアや関連団体育成支援のところの、子ども食堂の部分ですが、委員から、今ご質問ありました内容で、個人で自由に活動されている団体も多いものですから、あまり補助金という縛りをつけてしまうと、こうしなければならないということでお金の面での支援は、なかなか制度設計もなかなか難しい部分もあるのかという部分がある中、場所の提供ですとか人手の確保策ですとか、そういったものも、今の国の方でも子どもの居場所づくりについて検討委員会を作って、いろいろな計画を立てております。そういった動向を踏まえながら、市としても、子ども食堂を応援するため、具体的にこれから検討していきたいと考えております。

あと39ページの3番目の犯罪被害防止、有害環境対策の部分ですが、実際今、未然に防ぐための活動ということで、スマホですとか、ネットのトラブルから、子どもを守るための周知活動というものを教育委員会の方でも展開しております、年に何回か講演会の実施ということで、未然に防ぐような活動については実施しているところでございます。

犯罪防止に繋げるため、地域で関わる人への情報提供をとというご意見につきましても、今後、こういった対策をとるための、1つの案として検討させていただきたいと思います。

### 金子委員

ありがとうございます。そうだと思いますが、先ほどの、実際事件が起きたときは、その子どもが直接通報して発覚したというところがありました。いきなり最終手段から始まっているので、そうではなくて、例えば学校なりに相談してもいいよ、というような活動であったり、学校側からの情報提供というのも、正直全然なくて、何もわからないので、そういうところも、ぜひ連携とってもらえるような、そういう仕組みにしてもらいたいです。

やはり学校側はトラブルなど外部にあまり言いたくないのかなと見えてしまうので、多分そうではなくて、どんどん共有していった方が、後々楽になるということもあると思います。

どこかで抱え込むのではなくて、例えば今回の場合のように、子どもで抱え込んで最後いきなり通報になった、ではなくて、学校に相談するだけで済んで学校側も、我々のような、民生委員だったり、もしくは補導員だったりというところに相談する、そこからは、他のところに連携していくというのができると思うので、いろんな人を巻き込んで、問題解決できるようにしてもらえたらいいかなと思います。

### 佐藤参事

今、虐待の関係のお話があったかと思います。私どもの子育て支援課の子ども家庭支援のほうで、虐待などの対応をしています。虐待事例事案についても、それぞれケース

バイケースというのがありますが、お子さんの虐待に気づくのは、保育園ですとか、学校の方、あと放課後デイサービスとか、やはりお子さんが普段通われているところで発見されることが多いです。そちらで発見された場合は、まず子育て支援課の方に連絡をいただいて、現場に駆けつけるといいますか、お子さんの様子をまず伺いに行くということで、対応を開始するという形になります。

状況によってゆっくりお話聞いている場合でない時は、すぐに児相もその日のうちに、会議をして、警察も動くということもあります。

今おっしゃっていただいた通り、地域で見守りがもっとできればというありがたいお声いただきましたが、ケースによりましては、やはり地域で孤立しているような子育て家庭ですとか、相談者が周りにいないとか、そういうケースの場合には、ネットワークを作っておりまして、どのようにこの家庭ですとか、お子さんを支援していくかということを検討するために、要保護児童対策地域協議会というのがございます。そちらの構成メンバーには実際、民生委員、事務局にも入っていただいて、実際個別のケース会議、実際にこのお子さんにどうするというときに、見守りが必要というケースの場合、民生委員の方にお声掛けさせていただいて、見守りをお願いしているような事例もございます。

ですので、それぞれのケースになってしまいますけれども、今後もこちらの方でも民生委員にもお願いする場面もあるかと思えますし、必要な情報につきましては、要保護児童対策協議会で話し合われた内容は、守秘義務が課せられることとなっておりますので、必要なものを共有させていただいて、見守り等お願いするということが今後あると思えますので、その際にはぜひご協力頂きたいと思えます。以上です。

### 藤野会長

はい。高橋委員お願いします。

### 高橋委員

今出ていた話も、もっともだと思えます。

犯罪被害に遭わないための子どもの学びも必要かと思っています。それは、学校に入ってからではなく、もっと小さな頃から学んでいくことも必要ですし、学年に応じた学びも必要だと考えます。

それで、昔からある CAP というのは聞いたことはあるかと思いますが、CAP の学習、昔は被害にあった時に大声を出してみるとか、そういう学びが多かったのですが、近年の CAP は、小さい年齢から、中学年、そして高学年、そして大人や、教育関係者での学びとかも分かれて学習をするというプログラムが含まれていきます。

そういうのを推進していくというのが、どうなのかなと思ひまして 1 つ提案させていただきたいと思ひます。

### 金子部長

CAP に関しては、おそらく学校が主体になっていくことが多いと思っています。

学校は学校で、そういうことに対応して、学校教育基本計画だと思いましたが、そちらで、そういうことの可能性についても検討されてきた中での、おそらく計画策定をしていると思いますので、今高橋委員からご意見あったことについては、教育委員会の方にも伝えていき、今後の検討にしていきたいなと思います。

### 高橋委員

まさしく今、部長さんがおっしゃったことが、この連携にも繋がるのかなと思ひまして、是非とも進めていただきたいと思います。

### 藤野会長

はい。齋藤委員お願いします。

### 齋藤委員

私からひとつ質問で、28ページの、子どもの活動の機会や居場所づくりというところで、それぞれ児童センターや子ども食堂とありますが、すでにあるものや、増えていく予定のあるものだと思います。江別市で思い浮かばないのが、中高生の居場所かなと思います。

ニーズに対応するため、利用しやすい場所、中高生の居場所づくりを目指しますとありますが、具体的にはどのようなものを考えてらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

### 気境課長

居場所づくりにつきましては、先ほど説明しました通り、今国でも、子どもの居場所づくりということで、審議が進んでおります。江別としても、こちらのほうに、着手していく必要があると考えてございます。

中高生の居場所は、今、市内7ヶ所の児童センターがあります。こちらは、地域の0歳から18歳までのお子さんたちが本来自由に使えるような施設ということで設置してきましたが、実態としては、就学児童の放課後の居場所という形で活用されています。

今後の放課後児童クラブの整備方針にも絡んできますが、女性の就労共働き世帯が増えていることに伴いまして、毎年少しずつ、放課後児童クラブが民設民営でどんどん増えているような状況でございまして、その学校区内で、放課後児童クラブが整備された暁には、今ある児童センターの0歳から18歳まで利用できるという本来の機能を、中高生の居場所づくりの場としても活用できないか、といったところも踏まえて、これは1つの方針ですが、そのようなところも踏まえながら、中高生の居場所づくりについて検討したいと考えております。

### 齋藤委員

私の子どもも児童センターは小学校までは利用していましたが、中学校に入ると行っている子がないということなのか、好きな先生はいましたが、居心地が悪いというので、

足が遠のいているうちに、その先生が異動してしまい、もう何かそこに入れなくなってという感じで、大好きな場所でしたが、もう、ぱったり行かなくなりました。

なので、確かに児童センターが18歳までなのであれば、もっと子どもたちに周知する形で、もっと楽しい、本当にそれこそ、この子どもの宣言が出た後は、子どもたちの中高生の意見を聞いて、どういうのなら行きたいかとか、どういうところなら安心できるかというところをどんどん取り入れていき、よい居場所づくりになるといいと思います。

### 藤野会長

はい、八木橋委員お願いします。

### 八木橋委員

朝は出席が遅れてしまい大変申し訳ありませんでした。

私の方からも、39ページの(3)の犯罪被害の防止、先ほどいろいろ話が出ていた部分と重複するところもあるかもしれませんが、私は小中学校のPTAの集まりから来ている立場として、小学生でも中学年になると、大体とは言えないですが、スマートフォンを持っている人が多くなってきています。

こちらに記載されている通り、ニュースとかでいろいろインターネットからも発生しているような犯罪が増えているとか、低年齢化があるとかという状況ですが、本当にそこは心配なところですよ。

この(3)に書いている、下から5行目からの部分ですけど、地域で連携して、犯罪の早期発見早期対応をしていくことを推進していく、あとは教育の充実に努めてくというところがありますが、こういったところは、素人であまりイメージが付きませんが、江別市としてこういう対策をしていくとか、こういう教育をさらに拡充していくとか、本当に、インターネットは、どんどん対策が追いつかないぐらい、いろいろ犯罪などが進んでいると思います。

そういったことに追いつけとは言わないですけど、さらにより進んでいく犯罪を、どう防止していくのか、子どもたちの安全を守っていくとか、というところの部分で、イメージされているものとか、具体的なものがあれば、それを伺えれば一番いいですが、なければ何か今後どうしてくとかというイメージとかあればと考えていました。

### 金子部長

この犯罪被害の防止、有害環境対策はどちらかというと、教育委員会がメインで活動していることが多くて、学校・警察・PTA・ボランティア連携というのは、正確には記憶していませんが、少年指導センターという機能が教育委員会にありまして、そこで関係機関と連携しながら、いじめ・不登校も含めてですけれども、いろんな犯罪被害防止とか有害環境対策も含めてやっているというのが、1つの機能としてあります。そこでずっとやってきているので、それから近年インターネットトラブルというのが多くなってきていますので、そこは少年指導センターだけではなくて、教育委員会全体として、その情報モラル教育に今すごく力を入れていまして、今日は手持ちではないですが、学校教育基本計画というのが、

市のホームページ開いたら出てくると思いますので、その中で情報モラル教育にも力入れていくというのは、教育委員会のほうで取り組んでおります。

おそらく、一昔前に比べるとかなり、学校の授業でインターネットの危険性だとか、そういうことについても、学習する機会が今、結構増えてきているのではないかなと思います。

おそらくPTAの関係でもあると思いますけど保護者向けの研修だとか、そういうことも開かれていると聞いています。

### 藤野会長

はい。佐藤委員お願いします。

### 佐藤委員

今の件、学校現場の者として。実は来週本校でも、まさに情報モラル教室を開催します。

やはりスマートフォン、ゲームのトラブルについて、家庭にお願いする部分もたくさんありまして、昨年度までは子ども対象でしたが、本校では来週は参観という形をとって、保護者の方にも来ていただきます。

まさにおっしゃられた通り、PTA主催の情報モラル教育というのもすごく進んできているところであります。

なかなか家庭でのルールづくりというのは難しいところではありますが、学校としてもそういう情報をたくさん出しながら、子どもの安全を守っていきたいというのが 1 つです。

それから先ほどの虐待の部分でいうと、私、前の市でも正にそういう案件を扱いまして、支援課さんとの連携がすごく大事になってくると、民生委員さんにも話をとということで、支援課さんと連携を取ったこともありました。

なかなかこのご近所づき合いであるとか、そういうのも難しいところですね、学校から直で民生委員さんにお話するというのは、なかなか難しいなと思っていて、やはりこの支援課さんを通してこう言っていただくとか民生委員さんも巻き込んで話をするとか、そういうところをやっている、江別でも他の学校でもありますが、そういうことも、江別市でもやっていたいでいるので、そういう連携も今後進めていけたらなと思っております。

### 藤野会長

はい。他はいかがでしょうか。

### 金子委員

確かにそうしようというところがあると思いますが、民生委員になってから実は 1 回も連絡を受けたことがありません。

なので、多分その辺が浸透できてれば、少し変わってくるのかと思うので、ぜひその辺の意識づけをお願いしたいです。

## 石塚委員

32 ページの教育・保育定員の確保というところで、先ほど大学との連携ということで、説明させていただきお話ししましたが。

そもそも、先ほどの説明で、江別市外から来る方の住居費用の援助とか、あとは保育園独自で補助を出しているのかなんですけど、住宅補助というのがあるというお話でしたが、江別市で育った学生が、例えば保育士になるためとか、あとはその学生が、江別市の保育園で働いたり、こども園で働くということがあったとき、実家でもし生活していたとしたら、なかなかその補助を受けられない状況なのかと思っていて、そもそも江別市で育って江別市で働きたいという、そういう人たちが江別でしっかり、自分で働いて子どもを育てられるような環境を整えてもらうということが 1 つ、結構大事なのかなと思いましたが、実際今そういう補助金だったら江別で育った子たちが保育士になるための、江別市で、住んでいる、住んでいた子たちが就職したときの、何か補助や助成金等があるのかということについて、教えていただければと思います。

## 浅木課長

今ほどお話しいただいたような、その就職に関する奨励金みたいなものですとか、そういったものは現状、江別市ではございません。

今後は他市の状況も見ながら、検討をしていきたいと思っています。

## 石塚委員

江別で育ったからこそ江別市で子育て支援の仕事がしたいとか、やはりずっとここに居たいという人たちが、定数いると思うので、そういう人たちがしっかり働きたい、そしてさらに江別市に還元するために、すごく助かったなと思うような、そういうような制度があったらいいなと思ったところでした。よろしくお願いします。

## 金子部長

今の先生のお話しについては、課長からも申し上げましたが、他市では結構実施しています。就職支度金なのか支援金なのか、そのような保育士向けの支援金について、他市では結構実施しています。

保育士採用した人に対して、例えば、採用後 1 年後に 20 万円とか 30 万円とか、或いはさらに 5 年後いくら、10 年後いくらというような制度になっているところもありまして、これはもう各市バラバラで、江別市のように一切実施していないという自治体もあります。

保育士の人材確保に関しては何が正しいのかというのは、我々もなかなかいい答えを見いだせないでいるという面もありまして、この計画の中にも、お金のかかることなので、はっきりはやりますとは書けませんが、そういうことに関する検討もしていくというようには、盛り込まなくてはならないと感じました。

## 石塚委員

江別市で育っている子たちの中で、江別市が大好きすぎて江別市の大学で保育士の勉強をして、免許を取って、江別の保育園、自分の育った保育園がすごく良かったので、ここで働きたいという学生もいるので、その子たちが、ぜひ活躍できるような方法があるといいのかなと思いました。

## 藤野会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

活発なご質問ご意見ありがとうございます。

概ね質問も出尽くしたようですので、次第3その他に入ります。その他について、委員の皆さんから何かございますか。

## 【資料の送付方法について】

## 藤野会長

他ございませんか。

では、事務局から何かございますか。

## 気境課長

本日も、様々のご意見いただきまして誠にありがとうございます。

いただいた意見で、修正等必要な箇所につきましては、修正させていただいて、次回開催の会議までにご提案したいと思います。

また、本計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく計画ということで、保育・教育、地域の子育て支援事業について、量の見込みとその確保策という数値目標、需給計画の部分が核となる計画です。今回は資料準備中ということで数値の部分をご説明できませんでしたが、次回開催の会議では量の見込みとその確保策について、委員の皆様にご協議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

もう1点、次回の開催日程です。次回は10月29日火曜日14時から市民会館21号で開催いたしますので、ご調整方どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 藤野会長

それでは本会議で予定している事項についてはすべて終了いたしました。

以上で令和6年度第5回江別市子ども・子育て会議を終了いたします。

皆さん、お疲れ様でした。